科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 5 月 20 日現在

研究種目:若手研究(B)

研究期間:2006年度 ~ 2008年度

課題番号:18730326

研究課題名(和文) 「原爆被害」の系譜――被爆者運動と証言行為を中心に――

研究課題名(英文) Genealogy of the "Damage brought by the Atomic Bombs": Analysis

of Survivors' Movement and Testimonial Practices

研究代表者

直野 章子 (NAONO AKIKO)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・准教授

研究者番号:10404013

研究成果の概要:本研究では「原爆被害」と「被爆者」の意味をめぐって繰り広げられる政治的・文化的闘争について、戦後補償と被爆者援護に関する法制度、日本被団協運動と在韓被爆者運動(特に裁判闘争)、被爆者の証言行為を中心に考察した。特に、「被爆者」が法によって作られた主体位置だという点に着目しながら、日本被団協の立法運動や在韓被爆者の裁判闘争が「被爆者」や「原爆被害」の時空間的な範囲を広げてきた様相を描いた。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2006 年度	1, 200, 000	0	1, 200, 000
2007 年度	1, 000, 000	0	1,000,000
2008 年度	800,000	240,000	1, 040, 000
年度			
年度			
総計	3, 000, 000	240, 000	3, 240, 000

研究分野:社会学 科研費の分科・細目:

キーワード:原爆被害、国家補償、戦後補償、被爆者運動

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は本研究課題開始以前、社会学、歴史学、トラウマ研究やカルチュラル・スタディーズの理論と聞き取り、参与観察、公文書調査の方法論を用いながら、日本において原爆の集合的記憶が形成されてきた過程を、国民国家イデオロギーとの関連性のなか日本の特してきた。とりわけ、原爆被害者が日本政府、活字メディア、反核・平和運動、右翼などの政治的・文化的諸勢力によって、「「日本人被害者」あるいは「日本人加害者」として、あくまで日本という国民国家との関係の文脈に位置づけられてきたこと、さらに、想起される対象の死者と想

起する主体である生者との関係も、国民国家 が提示する関係性の中に閉じ込められてき たことを指摘してきた。

これは、社会構築主義的な視点から国民国家を「想像の共同体」として批判的に分析した小森陽一・高橋哲哉編『ナショナル・ヒストリーを超えて』(1998)、上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(1998)、米山リサ『暴力・戦争・リドレス』(2003)などアジア太平洋戦争の日本における記憶の形成に関する先行研究を理論的に受け継ぐものである。しかしこれらの先行研究は、対抗言説であるかにみえる戦後補償運動も、国民国家イデオロギーを補強する危険性がある要素

として位置づけている。こうした先行研究の 指摘を受け、本研究においては、〈原爆〉を めぐる記憶の形成と変遷に焦点を当て、被爆 者たちの補償要求運動や証言行為が国民国 家イデオロギーに取り込まれてしまうのか、 それとも国民国家イデオロギーの力を揺る がす契機となりうるのかを考察したい。

原爆体験の記憶や表象に関しての先行研究は、原爆文学研究の領域において最も蓄積が多い。精神分析や社会学、カルチュラル・スタディーズ的観点から研究したものとしては、Robert J. Lifton の Death in Life (1967)、石田忠の『原爆体験の思想化』(1986) や『原爆被害者援護法』(1986) と濱谷正晴の『原爆体験』(2005)、そして米山リサの『広島』(2005) が代表的である。本研究は、これら3分野の先行研究をふまえ、とりわけ米山の研究アプローチを引き継ぎつつ、米山が研究の対象としなかった被団協運動や在韓被爆者運動を中心に、<「原爆被害」「被爆者」の概念をめぐるせめぎあい>に焦点を絞って分析していきたい。

2. 研究の目的

<国家がいかに「国民」を死へと動員しそれを正当化し続けてきたのか>という大きな問題意識を念頭に、過去がどのように記憶されてきたのかを、国民国家イデオロギーとの関係の中で分析するために、当該研究期間内の具体的課題は「原爆被害」に焦点をあてながら、次の三つのエリアを分析の対象にする。

- ① 日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)の国家補償要求運動(特に1980年代を中心に)
- ② 在韓被爆者の日本政府に対する補償要 求運動(特に日本における裁判闘争)
- ③ 被爆体験記や「原爆の絵」などの証言行為(広島で被爆した者を中心に)

以上の対象を基に、該当研究期間以前に研究代表者が行ってきた研究を発展させつつ、日本における戦後50年の原爆体験の記憶の変遷を辿り、「原爆被害」「被爆者」「原爆死者」などの概念をナショナルな語りや主体位置として分節化する政治・文化の諸勢力の動向を実証的に分析することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、「研究の目的」で記した三つのエリアについて、具体的に以下のような資料を収集し、言説分析的な手法を用いながら、トラウマ研究も参照しつつ、主に「国民国家」との関連において分析する。

- (1) 日本被団協の国家補償要求運動
- ① 運動を概観する基本資料 (「つるパンフ」「要求骨子」「原爆被害者の基本要求」 や運動史をまとめた冊子類など)を収集し、 関係者に聞き取りを行った。
- ② 国家補償要求の動きがとりわけ高まった1980年代の運動関連資料を日本被団協事務局にて調査・収集した。資料には、次のものが含まれる。定期的に各県の被団協に向けて発送された「事務局連絡」、毎月発行の「被団協新聞」、運動方針の草案、代表者会議と総会の議題や議事録、国会要請運動関係の資料、要求調査の調査用紙、「原爆被害者の基本要求」(1984年発表)の原案、原案に対する各地方からのフィードバック、修正案をめぐっての議論や最終案、国民法廷運動関連の資料などだ。
- ③ 1980年代の運動に加え、1970年 代後半の運動関連資料の調査・収集にあたった。具体的には、「事務局連絡」をはじめ、 運動方針の草案、総会と代表者会議の議題や 議事録、国会要請運動関係の資料、「被爆問 題市民団体懇談会」関連資料などだ。
- ④ 1970年代後半から1980年代の 運動(特に国家補償、援護法制定要求関連) について、東京において被団協運動に関わっ てきた関係者たちから、補足的な聞き取り調 査を行った。
- ⑤ 被団協運動が対峙していた日本政府の被爆者対策とその背後にある思想について、1970年代から1990年代半ばまでの国会議事録の関連答弁を中心に整理した。特に、1994年に成立した「原爆被爆者に対する援護に関する法律」が成立するまでの過程については、読売・朝日・中国新聞の記事についても整理した。

(2) 在韓被爆者の補償要求運動

在韓被爆者の補償要求運動に関する資料については、韓国原爆被害者協会(本部・ソウル)にて当該研究期間内に文書調査を行うことが資料的に困難であったため、日本で1972年に発足した「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」の機関紙と1990年代に始まった裁判の関連資料を収集し、関係者に補足的な聞き取りをした。

(3) 被爆者の証言行為

本研究の開始以前に聴きとりを行っていた「原爆の絵」の作者たちに対するフォローアップ調査を行い、在韓被爆者に対する聴きとり調査も行った。

4. 研究成果

(1) 「被爆者」と法・医科学言説

「被爆者」は一般的に考えられているように「被爆体験」に基づく自明のアイデンティティではなく、法(1957年に成立した「原爆医療法」第二条、及び1994年に成立した「被爆者援護に関する法律」第一条)にもって作られた主体位置だといえる。つまり、「被爆者」という法的地位は、申請者がれるものだ。そして、法的地位の「被爆者」となった者だけが、被爆者援護関連の施策者となることができるのだ。原爆医療法成立となることができるのだ。原爆医療法成とみなることができるのだ。原爆医療法成とみなることができるのだ。原爆医療法成立とがなることができるのだ。原爆医療法成立となることができるのだ。原爆医療法成立となることができるのだ。原爆医療法成立となることができるのだ。原爆を強力となることができるのだ。原爆を療法は、国家からの援護者で切受けていない。

被爆者となるための申請書には被爆場所 を記入することになっており、法的主体であ る「被爆者」となるには、「どこで被爆した のか」と「いつ被爆地に入ったのか」という 空間・時間的な基準をもとにした爆心地から の距離が決定的な要素となる。「被爆者」は 放射能の影響による身体疾患の兆候(もしく はその潜在性)を前提として概念化されてい るのだ。「被爆者」が誕生するにあたって、 放射線被害とその身体的兆候に関する医学 言説が重要な役割を果たしたといえるゆえ んだ。そして、法や施行令が改正されるごと に「被爆者」の範囲が変更されていくことに なる。つまり、被爆者運動、被爆地の県・市 や医療機関、政府・自民党や各政党らによる 国会・行政・裁判所などにおける政治的闘争 や交渉の結果、より多くの個人が法的位置で ある「被爆者」として認められていったのだ。

医療法や原爆特別措置法(1968年)、「援護に関する法律」に定められた被爆者援護は、社会保障政策として政府は位置づけており、戦争被害者に対する補償制度ではない。しかし、被爆者らは「国家による救済」としての法が定める「被爆者」の位置に一方的に立たされるのではなく、法の定義に収まらない「原爆被害者」として自らを組織し、国家に対して被害への補償を求めてきた。

(2) <u>被団協運動と政府による〈「原爆被</u> 害」と「被爆者」〉をめぐる闘争

原爆被害者による補償要求運動や証言行為は、法・医科学言説に対抗する「原爆被害」の概念を提示しながら「被爆者」を政治行為体として立ち上げ、国家に対して償いを要求してきたという側面がある。

日本の被爆生存者や死没者遺族らによって1956年に結成された日本被団協は、単に健康を患う被爆生存者を救済することだけでなく、「原爆被害」を「国の責任におい

て遂行した戦争による犠牲」であると意味づけながら、遺族も含めた原爆被害者すべての「治療と生活については国の責任で行われる」べきだとして、国家補償を要求していく。原爆医療法が制定された後も、法で定められている「被爆者」の範囲を広げつつ、それを超えた、死者も含めた原爆被害者に対しての償いを制度化した「原爆被害者援護法」(「被爆者援護法」)制定を求めてきた。

1973年に被爆者援護法の具体的内容 を提起した「要求骨子」を基に、各政党への 働きかけを強めていく。他の運動体の支持も 広く取り付けた1970年代後半から19 80年代にかけて被団協運動はひとつのピ 一クを迎える。それは、厚生大臣の私的諮問 機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」(基 本懇)が1980年12月に発表した答申へ の反撃を迫られたことも大きな要因だった。 基本懇答申では、国家が補償すべき原爆被害 を「放射線による健康障害」に限定し、被害 に対する国の法的責任を否定した。さらに、 戦争被害は「国民が等しく受忍すべき」との 論を展開し、国家が国民を死へと動員したこ とを正当化した。基本懇答申にある「戦争被 害受忍論」は、在外資産訴訟の最高裁判決を 踏襲しつつも、過去のみならず、戦争被害一 般について受忍を強いる規範論として発展 したものだ。被爆者のみならず、日本人の一 般戦災者やシベリア抑留者、そして旧植民地 出身の元日本人に対しても拡大適用されて おり、戦後補償否定の根拠の一つにされてき

これに対して被団協運動側は、基本懇答申を「おそるべき戦争肯定の論理」として糾弾し、国民法廷運動や援護法制定大運動、独自の被害調査などの大規模な運動を展開した。1984年秋に発表され、現在も運動の基本方針の柱である「原爆被害者の基本要求」(「基本要求」)では、「ふたたび被爆者をつくらない」ために被害をもたらした国の責任を追及し、二度と戦争の被害を受忍させない制度を築くよう要求を掲げている。

1994年末に、自・さ・社連立の村山政権下において成立した「原爆被爆者に対する援護に関する法律」は、前進面もあったが、最も重要な「国家補償」の理念に欠け、被爆者年金や死没者補償に対する弔慰金、遺族年金は盛り込まれなかった。基本懇答申が「援護に関する法律」の理念的根拠となっていることが首相らの国会答弁で述べられたが、法の運用においても受忍論が根底にあることは、1990年代の「在外被爆者裁判」における国側の準備書面からも伺うことができ

(3) <u>在韓被爆者による「被爆者」「原爆</u>被害」定義への挑戦:裁判闘争を通して

原爆投下を「日帝支配からの解放の契機」 として捉える見方が多数派を占め、原爆被害 に対する理解が広まっていなかった韓国社 会では、被害者たちが名乗り、自らを組織す ることは日本以上に困難であった。しかし、 被害者たちは1967年に「韓国原爆被害者 援護協会」(1977年に「韓国原爆被害者 協会」に改称)を設立し、各地の被害者の掘 り起こしや日韓政府に対する要求を掲げ運 動を始めた。在韓被爆者にとって画期的な判 決を勝ち取ることになる孫振斗手帳裁判が 1972年に提訴されたが、当初は協会とは 直接関係のない動きとして始まった。孫訴訟 の最高裁での勝利判決により、法的地位とし ての「被爆者」の範囲も日本国外に広がるこ とになる。しかし日本政府は、地裁判決後の 1974年に「402号通達」を出して「被 爆者」の朝鮮半島への拡大を阻止しようとし

1978年の孫訴訟最高裁判決を受け、政府・自民党は1980年代に入って「人道的見地」から渡日治療や医療などの限られた在韓被爆者支援を行う。しかし、在韓被爆者からは「強制連行、被爆、戦後放置」の責任を問い補償を求める声が高まっていく。つまり「原爆被害」を日本による朝鮮半島の植民地支配と結び付けているのだ。

原爆の被害を受けたにもかかわらず「被爆者」として認められない韓国の被爆者たちは、1990年代後半から始まった一連の「在外被爆者裁判」を通して勝利し、法改正を勝ち取った。しかし、法廷闘争を通しての「被爆者」の拡大は、現行法の背後にある、日本政府の戦争責任否定の姿勢を打ち崩してはいない。つまり、「原爆被害」を日本による植民地暴力や戦争行為の被害として位置づける在韓被爆者たちの補償要求には応えていないのだ。

(4) 「原爆死没者」と国民/国家

軍人・軍属を中心に援護策を展開しつつ、 国との身分関係がなかった戦争被害者を切り捨ててきたのが、日本の戦後補償のありかただった。1952年に制定された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」は、あくまでも国と雇用関係があった者に対して、雇い主であった国が「使用者責任論」に基づいて援護しているにすぎない。「国家補償の精神に基き」という第一条にある文言は、遺族等援護法が 単なる国家扶助ではなく「国家として国家に命をささげられた方の遺族に対し、義務としてやるべき」(厚生大臣答弁)ものだという意味合いなのだ。遺族等援護法の対象者を準軍属や沖縄戦の被害者たちに拡大適用するにあたっては、戦闘行為への協力を条件とした。つまり「お国のための犠牲」が国家から認められた者に対する援護措置なのだ。

戦争被害者を「国家存続のための犠牲」と して国民化しつつ、国民を「自発的に犠牲と なった主体」として取り込む施策に対して、 被団協運動は戦争被害の別なる意味づけを 提示してきた。特に「基本要求」においては、 死者を「原爆の最大の犠牲者」と位置づけな がら「無意味な死」から救い出そうとして国 家に対して救済ではなく償いを求めた。遺族 等援護法の背後にある「英霊」や「平和の礎」 として戦没者を祀れという考えではない。 「平和をもたらした尊い犠牲」として死者を 意味づけてしまえば、原爆が国家を存亡の危 機から救い、終戦=平和をもたらした契機と いうことになり、核兵器を肯定することにつ ながる。そうではなく、核兵器廃絶と原爆被 害への償いを制度化することを通して「ふた たび被爆者をつくらない」という願いが叶っ た暁に、「死者たちはようやく、安らかに眠 ることができる」とした。「国家補償」の概 念を過去の被害への償いだけでなく、再び同 じ被害を生み出さない未来への保証として 分節化したのだ。「原爆死者」と核時代を生 きる者すべてを政治闘争の共闘的な主体と して立ち上げることで、原爆死者を含む戦没 者を「国家存続の犠牲」として封じ込める政 治・文化勢力に対して、言説空間の開放性を 示しつつ、新たな意味作用へとつなげている。

しかし、日本国憲法にある平和主義(特に 前文)に依拠しながら、日本国民が「核戦争 を拒否する権利」を獲得するための闘いとし ても自らの運動を位置づけることによって、 被団協運動の言説は国民国家の諸勢力と親 和性を持ちかねない。「基本要求」は「基本 懇答申」に現れる戦争被害受忍論の思想に対 抗しているが、答申の中で原爆死者を「日本 人」に限定したことに対する批判はなされて いない。受忍論が植民地出身の元「日本国民」 をも包摂していることを踏まえると、この欠 落はポストコロニアル的なナショナリズム 理論の見地から批判的に検討されなければ ならない。同時に、被爆者援護法制定を求め る被団協運動は、日本の被爆者のみならず、 在韓被爆者に対する補償を実現するうえで も重要だと在韓被爆者らに認識されていた。 「原爆被害」を国民化する被団協運動の言説

を早急に糾弾するのではなく、「国民」と「国家」という概念の差異に注意を払いつつ更に分析を進めていきたい。特に、在韓被爆者の補償要求運動に現れる「原爆被害」や「被爆者」の表象との関連において、考察していく予定である。

(5) 証言とトラウマ記憶

法的「被爆者」となるうえで決定的な判断軸となる爆心地からの時空間的な距離は、誰がより真正な「被爆者」であり、「被爆体験」を語る資格を有するのかという序列化の力としても強力に作用していく。爆心地に近い場所で直接閃光を浴びた者が最も被爆体の時空間的な距離(爆心地を中心とした同心円)に基づく序列が、被爆者自身にも内面化されている。別の言い方をするならば、「被爆体験」の語りは、医科学・法言説が規定する「原爆被害」の尺度によって編成されているといえる。

同時に、証言には医科学・法言説には包摂されていない要素も多く含まれる。とくに、「表象不可能性」を指し示す要素は、爆爆・からの同心円によって序列化された被爆ともでを揺るがす要素として分節化することをである。こうしたトラウマ記憶の回帰は、多くの被爆者を襲っている。こうしたトラウマ記憶の回帰はとは、「トラウを国性を語りに織り込んでいるとと、という概念自体が言説の対象として近代に誕生したものであることにも充いながら、今後分析を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- (1) <u>直野章子</u>、「『被爆者援護に関する法 律』と戦争被害受忍論」、『被爆者問題研 究』、査読なし、2009年(予定)
- 究』、査読なし、2009年(予定) (2) <u>直野章子</u>、「被爆を語る言葉の隙間 ——〈被爆者〉の誕生と「被爆体験記」 の始まりから」、『フォーラム現代社会 学』、査読なし、第8号、2009年(予 定)
- (3) <u>直野章子</u>、「『被爆の証言』を紡ぎだ す――『原爆の絵』作者への聴きとりか ら――」、『国立歴史民俗博物館研究報 告』、査読有り、第147巻、2008

年、197-217ページ.

(4) <u>直野章子</u>、「被爆を語る言葉と痛みの共振」、『大阪大学日本学報』、査読有り、第27巻、2008年、69-92ページ.

〔学会発表〕(計2件)

- (1) <u>Akiko Naono</u>, "Transmission of Trauma and Subjectivity of Objects", Interrogating Trauma Conference, December 3, 2008, Perth, Australia.
- (2) Akiko Naono, "Japanese Hibakusha's Silence and Their Redress Movement", Inter-Asia Cultural Studies, June 17, 2007, Shanghai University, China.

[図書] (計2件)

- (1) <u>直野章子</u>、朝長万左男、山田拓民、田中俊広、木村朗、高實康稔、井田洋子、川原紀美雄、阿南重幸、戸田清、草野十四朗、山川剛、平野伸人、岩松繁俊、谷川昌幸、本島等、高橋眞司、舟越耿一、法律文化社、『ナガサキから平和学する!』、2009年、251ページ(うち64-76ページ執筆).
- (2) <u>直野章子</u>、三谷孝、内田知行、濱谷 正晴、小野百合子、木村元、林博史、源 氏田憲一、阪西紀子、佐藤美弥、李海燕、 旬報社、『戦争と民衆――戦争体験を問 い直す』、2008年、325ページ(う ち85-121ページ執筆).

6. 研究組織

(1)研究代表者

直野 章子 (NAONO AKIKO)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・准教授

研究者番号:10404013